

## 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る

### 取り組みの強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取り組みを求める。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群（ME/CFS）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
2. 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
3. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：財務大臣、厚生労働大臣 】

## 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）

日本における認知症の人の数は推計値で約 600 万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取り組みを求める。

### 記

1. 認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
2. 認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
3. 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
4. 認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
5. 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「(仮称) 認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣 】

## 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）

急激な物価高騰の影響を受けて全国で8割を超える自治体が、学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を、文部科学省が9月公表しました。文部科学大臣は記者会見で、「自治体に対して物価高騰等を踏まえ、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したい」として、国の決意を示しました。

こうしたなか、臨時交付金による期間限定ではない学校給食費無償化を求める世論が広がり、厳しい財政事情のもとでも実施に踏み切る自治体が増えています。

学校給食については、学校給食法は第1条において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」としています。そもそも、日本国憲法は第26条において「義務教育はこれを無償とする」と、国の責任を明記しています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、学校給食費無償化の早急な実現に取り組まれるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 】

## 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害に対して、国の責任と大手アスベスト建材製造企業十社の賠償を認める判決を言い渡しました。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称、建設アスベスト給付金法）が成立、2022年1月から国の拠出により建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始されました。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていません。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法改正により、規制が強化された。2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、建物所有者である国民の負担が増加します。その負担を避けようと無届、違法工事が横行すれば、国民や建設業従事者の健康被害も心配されます。

よって、国におかれては、次の事項について、必要な措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づいて、アスベスト建材製造企業による補償を措置し、被害者の救済を図ること。
2. アスベスト被害者が等しく救済されるよう、給付金の対象者について拡大し、必要な措置を行うこと。
3. アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、調査・除去費用の助成制度を拡充すること。
4. 地方公共団体におけるアスベスト監視体制に対する財政支援を拡大すること。
5. 国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 】